

令和7年第3回定例会健康福祉委員会会議録

令和7年9月18日
午後1時15分～午後3時3分
全員協議会室

出席者	久米原孝子	委員長	山崎 孝一	副委員長
	山宮留美子	委員	石嶋 照幸	委員
	後藤 光秀	委員	後藤 敦志	委員
	寺田 寿夫	委員	鴻巣 義則	委員

執行部説明員	市 長	萩原 勇	福 祉 部 長	荒檍 由美
	健康スポーツ部長	足立 典生	福祉部次長兼保育課長	篠塚 寿也
	健康スポーツ部次長	飯田 啓司	福祉総務課長	山崎 正尚
	こども家庭センター課長	蔭山 大三	こども家庭センター課長	海老原雅男
	障がい福祉課長	鴻巣 倫子	こども発達センターつばみ園課長兼園長	唯根 敦美
	保 護 課 長	松本 博実	健康増進課長	大久保雅人
	医療対策課長	飯倉 基彰	介護保険課長	重田 正光
	保 険 年 金 課 長	沼尻 正宏	スポーツ推進課長	昇 一信
	健康増進課長補佐	佐藤 牧（書記）		

事務局 主査 近野 英樹

議題

- 議案第1号 龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第8号 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 市有財産の取得について（追認）（龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借）
- 議案第13号 市有財産の取得について（追認）（八原小学校保育ルーム賃貸借（増築））
- 議案第14号 市有財産の取得について（追認）（平成28年度～平成3年度城ノ内小学校第二保育ルーム賃貸借）
- 議案第15号 市有財産の取得について（追認）（令和3～13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借）
- 議案第16号 市有財産の取得について（追認）（令和7～17年度龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）スコアボード賃貸借）
- 議案第24号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項
- 議案第25号 令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○久米原委員長

皆様こんにちは。開会前に申し上げます。本日傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

[傍聴者 入室]

○久米原委員長

傍聴の皆様に申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。また、試行的な取組といたしまして、ユーチューブでのライブ配信を行っております。このため、発言される際はマイクに向かってはっきりと発言くださいますようお願いいたします。それでは、ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

本日御審議を頂きます案件は、今期定例会において当委員会に付託をされました議案第1号、議案第7号、議案第8号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第24号の所管事項、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号の13案件です。

これらの案件につきましてご審議を頂くわけでございますが、発言は簡潔明瞭に質疑は一問一答でお願いいたします。また、執行部におかれましても、答弁は、ポイントを絞り、簡潔明瞭にお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号、龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

それでは議案書1ページをお開きください。

議案第1号、龍ヶ崎市児童通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和8年4月から本格実施されるに当たりまして、民間事業者が事業を行う場合には、市から認可を受けることが必要となります。本条例は認可に当たり、適当か否かを判断するよりどころとなる設備及び運営の基準として、児童福祉法第34条の16の規定に基づきまして定めるものでございます。なお、市町村で条例を定める際は、内閣府令で定める基準に従い、または参照して定めることとなっており、本市におきましても、国の基準と同水準での規定としております。

それでは、内容についてご説明をいたします。

本条例の構成としましては、3章28条から成る本則と附則で構成されており、第1章は、第1条から第19条までは、制定の趣旨や目的のほか、当該事業に関する一般的な原則や満たすべき基準等を定めております。具体には、人権への配慮、支援の質の継続的な改善、非常災害対応、職員の一般的要件と資質の向上、差別、虐待の禁止、衛生健康管理といった内容について規定しております。

次に、第2章、第20条から第26条では、事業の施設整備の基準や職員の要件及び配置基準、支援の内容等について、個別具体に基準を定めております。

次に、第3章、第27条から第28条では、雑則として、本条例において書面で行うことが想定されるものについて、電磁的記録でも可能とすることや、規則への委任について規定をしております。

最後に附則といたしまして、施行の期日を規定しております。

当該事業に関する認可の手続は、事業開始までに完了する必要がありますことから、令和7年10月1日からの施行とし、令和8年4月開始に向けた準備期間に配慮した規定としております。

説明は以上でございます。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。山宮委員。

○山宮委員

いよいよ始まるこども誰でも通園制度ということですけれども、やはりこれを始めるに当たって、様々な課題があるんだろうなあというふうに思います。通常であればいつも通っている子を保育するのであれば、ある程度先生方もですけど、誰でもってなると、その日になって初めて預かるお子さんとかその子の家庭環境、それが分からぬ場合もある中で預かるということだと思うんですけれども、その辺についてはどのような取組お考えでしょうか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

こちらは在園児以外のお子さんが使うことになります。似たような事業としまして、一時預かり事業を民間の施設ではやっております。なので、ある程度民間の一時預かり事業をやってるところはノウハウを持っているんですけれども、八原保育所のほうでも、こども誰でも通園制度を実施予定としております。ただ、やはり八原保育所に関しましては一時預かり事業をやっておりませんので、在園児以外のお子さんを預かるノウハウは今のところございません。なので、実施している民間の保育施設から意見を伺ったりとか、視察にも行ったりして、どういうふうにやっていったらいいのかを検討しているところで、2月、年明けで先行して実施をしようということで準備を進めているので、試行的に預かる期間を含めて、体制が高まるようにチェックしているところです。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

ありがとうございます。様々な対応、ご苦労されるかと思うんですが、誰でもってことであれば、例えば障がいのあるお子さんであっても、預かる状況になる可能性ももちろんあるのは当たり前だと思うんですけれども、そのような状況に対する配慮、そういう準備というのはどうなんでしょう。

○久米原委員長

篠塚次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

特別な支援の必要なお子さんを預かる場合ですけれども、各施設でやっぱり受入れできる、できないというところは差があるのが現状です。民間の中で、障がい児をお預かりしている保育施設はございますので、そういうところではお子さんを預かりたいということで、意向のほうは伺っておりますので、スタッフのほうも揃えていただいて、準備を進めていただけるというところで

す。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

最後ですけども、その際、突然その日の朝とかに預かるという形になると、常にその子たちを対応できるだけの保育士さんが常駐するということなんでしょうか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

利用の方法としまして、原則として利用者登録をしていただくようになります。市のほうに登録をしていただく形ですけども、登録が完了しましたら、各施設のほうに出向いていただいて、面談をしていただくようになっております。面談をしていただいて、どういった配慮が必要だといったところを整理をしていただくような形になります、実際の利用については、事前の予約になります。

こちらも国のほうで予約システムが用意されておりまして、そちらを活用して、事前予約をしていただくという流れになっております。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

そうですね。分かりました。今の話を聞いてちょっと安心をしました。

やっぱり預ける側も、また預かる側も責任がありますので、スムーズにできるように、ご苦労は多いかと思いますけれども、お願いします。

○久米原委員長

ほかにありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

議案書22ページをお開きください。議案第7号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、さらには、龍ヶ崎市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の3つの条例につきまして、引用元であります児童福祉法の改正が行われましたことから、所要の改正を行うものでございます。

3つの条例は、各事業の認可や確認等を行うための基準となる条例であり、それぞれにおきまして、虐待等の禁止について規定をしております。

規定するに当たりまして、虐待の定義に関して引用する情報を児童福祉法第33条の10各号としておりましたが、今般の児童福祉法の改正によりまして、第33条の12第2項と第3項が追加されたことに伴い、3つの条例における引用を児童福祉法第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和7年10月1日となります。説明は以上でございます。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号、龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付け条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

議案書24ページをお開きください。

議案第8号、龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付け条例の一部を改正する条例についてでございます。本条例は、保育士等養成学校に就学し、将来市内の幼児教育保育施設において保育士等として勤務しようとする学生に修学資金の一部を貸し付けることで、就学を支援するとともに、保育士等の確保を図ることを目的とするものです。

第2条第1号において、保育士等について定義しておりますが、今般、引用元である教員免許法の改正が行われ、主務教諭及び主務保育教諭が新たな職階としては加えられることに伴い、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日となります。説明につきましては以上となります。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑はありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異

議ありませんか。

[異議なし]

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第12号、市有財産の取得について(追認)(龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借)について執行部から説明願います。荒槻福祉部長。

○荒槻福祉部長

議案書35ページをお願いいたします。

議案第12号、市有財産の取得について(追認)(龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借)についてでございます。こちら議案第12号につきましては、議案書に記載がございます、龍ヶ崎市立八原保育所保育室の市有財産を取得することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、過去に市が契約した予定価格2,000万円以上の不動産または動産の賃貸借契約であって、賃貸借期間満了後に当該不動産または動産の所有権が市に譲渡される所有権移転条項付きの賃貸借契約につきましては、実質的に割賦販売による財産の借入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する財産の取得と解されるため、議会の追認を求めるものでございます。

36ページからの契約書の契約内容につきましては、賃貸借期間につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの24か月となります。変更契約につきましては、連絡通路の屋根工事となります。取得の理由ですが、保育所の保育室として利用してきており、賃貸借期間終了後も継続利用の予定であったこと、また、締結した契約上も賃貸借期間24か月終了後に譲渡する旨の規定をしておりました。

現在の使用状況につきましては、保育室は2室あり、うち、1部屋は常時、年長児の午睡、お昼寝に使用しております。その他、園児が使用する備品の管理や、保護者の役員会、説明会等に利用しております。防犯対策として、警備保障セキュリティーも入れております。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。山宮委員。

○山宮委員

1点だけ聞きたいんですけど、この賃貸借期間が平成24年4月1日から平成26年3月31日の24か月ということですが、それ以降もずっとそのまま引き続き使用しているっていうことなんですね。この確認をさせてください。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

プレハブにつきましては今も使用しております、ご説明させていただきました1部屋は常時、年長さんが午睡で使っておりまして、もう1部屋が会議や役員会を開いたりということで、使用しております。

○久米原委員長

ほかにありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号、市有財産の取得について(追認)(八原小学校保育賃貸借(増築))について、執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

議案書38ページをお開きください。

議案第13号、市有財産の取得について(追認)(八原小学校保育ルーム賃貸借等(増築))についてでございます。

こちら議案第13号につきましての概要は、議案第12号と同様に、市有財産を取得することにつきまして、議会の議決、追認を求めるものでございます。

市有財産につきましては、八原小学校保育ルームでございます。39ページからの契約内容につきましては、賃貸借期間が、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの60か月でございます。変更契約につきましては、建物の一部の仕様変更と附帯工事となっております。

取得の理由につきましては、保育ルーム利用の児童の増加によりまして、既存の3クラスの保育施設では、受入れが困難となり、2クラス分、確保するためのプレハブを増築しております。契約上、賃貸借期間終了後の、本件建物の取扱いとしまして、賃貸借期間終了後の建物は市に無償譲渡することを仕様書に規定しております。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第14号、市有財産の取得について(追認)(平成28年度から平成33年度城ノ内小学校第2保育ルーム賃貸借)について執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

議案書41ページをお開きください。

議案第14号、市有財産の取得について(追認)(平成28年度から平成33年度城ノ内小学校第2保育ルーム賃貸借)でございます。

こちら議案第14号につきましても、議案第12号と同様の概要につきまして、市有財産を取得することにつきまして、議会の議決、追認を求めるものでございます。

市有財産につきましては、城内小学校第2保育ルームでございます。42ページの契約内容につきましては、賃貸借期間、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの60か月でございます。取得の理由につきましては、保育ルーム利用の児童の増加によりまして、既存の3クラスの保育施設では、受入れが困難となり、既存のプレハブの近くに単独の建物で1クラスの増築、増設をしたものでございます。契約上、賃貸借期間終了後の本件建物の取扱いとしまして、賃貸借期間終了後の建物は市に無償譲渡することを仕様書に規定しております。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号市有財産の取得について(追認)(令和3年から13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借)について執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

議案書43ページをお願いいたします。

議案第15号、市有財産の取得について(追認)(令和3年度から13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借)についてでございます。

こちら議案15号につきましても、議案第12号と同様の内容にて、市有財産を取得することについて、議会の議決、追認を求めるものでございます。

市有財産につきましては、龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園でございます。4ページからの契約内容につきましては、賃貸借期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの120か月でございます。変更契約につきましては、建物の一部の仕様を変更したものになります。つぼみ園は、城南中の余裕教室に平成13年4月1日に設置され、令和4年3月31日まで使用し、令和4年4月1日に現在の藤が丘1丁目20番地1に移転をいたしました。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

1点だけお聞かせ頂きます。契約の方法は一般競争入札ということですので、これ何者の応札があつて、落札率が幾らだったかだけ教えてください。

○久米原委員長

鴻巣障がい福祉課長。

○鴻巣障がい福祉課長

入札ですが2者で、1者辞退となります。金額は1億974万円、落札率は94.3%になります。

○久米原委員長

よろしいでしょうか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので採決いたします。議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号、市有財産の取得について(追認)(令和7年度から17年度龍ヶ崎市野球場(たつのこスタジアム)スコアボード賃貸借)について、執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

それでは議案書46ページでございます。

議案第16号、市有財産の取得について(追認)(令和7年から17年度龍ヶ崎市野球場(たつのこスタジアム)スコアボード賃貸借契約)でございます。

この議案につきましても、前号と同様に、賃貸借契約期間満了後に所有権が市に譲渡される所有権移転譲渡付きの賃貸借契約でありまして、実質的に割賦販売による財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産または財産に関する条例第3条に規定する財産の取得と解されるため議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてご説明をさせていただきます。たつのこスタジアム(TOKIWAスタジアム)は供用開始から15年が経過し、各種公式戦において、経年劣化により故障が多く発生し、大会運営にご迷惑をおかけする事案が頻発しておりました。また旧スコアボードのメーカーが事業から撤退し、修理部品の入手も困難となっていたため、龍ヶ崎市みらい創造ビジョンfor2030の主要事業アクションプランに位置づけ、スコアボードの更新をしたものでございます。

契約に当たりましては後年度の維持管理や補償内容など、長期的な運営体制の確保、多目的利用等の幅広い活用を念頭に、価格だけでなく、専門業者が持つノウハウを生かすことで、よりすぐれた成果を期待し、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。

結果として、応募があったのは1者であり、審査の結果、基準以上の評価であったことから、本実施要領に基づき、当該事業者と随意契約をしたものであります。

契約金額は2億2,366万800円で、令和7年6月1日から令和17年5月31日までの10年間を賃貸借期間としており、契約の相手方は株式会社東光高岳となっております。

なお、所有権移転条項付き賃貸借契約とした理由は、初期投資を軽減し、財政負担の平準化を図り、また設計から施工まで一体的に行い、工期を短縮する面も利点があると考えたところであります。

本事業は、所有権移転条項付きの賃貸借契約であり、契約締結時点で、将来の債務を負担することから、あらかじめ債務負担行為として、議会の議決を経る必要がございました。したがいま

して、令和6年度予算において、令和6年度から17年度の期間に2億6,008万円を限度額とする債務負担行為を設定させていただきました。

契約施行については、令和6年度から行い、実際の支払いは令和7年度から発生するスケジュールを組みました。この件につきましては、令和6年第1回定例会予算審査特別委員会において、同様の説明をさせていただいたところでもございます。

この改修によりまして、野球の試合を行う上で、重要な環境を安定的に提供することができ、円滑な大会等の運営が図られ、利用者の継続した施設利用が見込まれます。また、新たにスピーディガソルを設置したことにより、県内の同規模施設の水準まで、設備レベルは追いつき、さらに新ルールとして浸透してきているピッチクロックにも対応した設備となっており、多くの大会の招致を目指すことが可能となりました。そのほか、スコアボードは全画面LED大型ディスプレーとして、グラウンドや観客席の状況を映すことができることや、市の取組などのPR動画を映し出す機能も有しております、試合の合間等をプロモーションの場として活用することもできます。視認性や表現力が大幅に向上し、プレーする人も観戦する人も存分に楽しんで頂ける環境が整備されました。今後は野球の利用だけでなく、パブリックビューイングのような新たな活用方法も検討し、地域のにぎわい創出など、さらなる拡大につなげていきたいと考えております。

本件につきましては、議会への説明等が十分でなかったとのご指摘も頂きましたので、今後は説明につきまして十分留意してまいります。大変申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。鴻巣委員。

○鴻巣委員

本会議場の質疑で岡部議員がやっていましたけど、その中で公募型プロポーザルって1者だったんですね。そのときの答弁ですので。実際は、対象は何者から聞いたんですか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

合計3者から見積りを頂きました。

○久米原委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

3者から見積りをもらって、最後まで来たのは1者だけだったっていうことでよろしいですね。

2億2,000万は我々一般にとってみると、ちょっと高いなあって思うんで、それが適正価格かどうかわからんないし、1者だと特にそういう懸念もあるんですよ。ですから、できれば何者か入って頂きたかったなっていうのが正直な話です。

それと今部長が議会に対して説明が足りなかつたという話をしましたけど、私も本当にそう思うんです。アクションプランに書いてあったからスコアボード更新という、私は監査も随分やってます。

監査の意見がアクションプランにあるから何々ですよっていうことは毎回聞いていますけど、本来当初予算に上げるにしても、これだけ大きな予算として、市長がスポーツのまちづくりって言っているんだから、逆に言ったら大威張りで、全協を開いて、今度こういうふうになってよくなりますよっていうことで、議員の皆さんにきちんとこうなりますよってことは説明すべきだったと思うんですけど、その点に関してはどうですか。

○久米原委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

私、議会事務局からこちらに異動したわけなんですけども、令和5年度の予算で、こちらが通ったということで、私、6年度に就任しまして、状況的には予算通ったというのが先行してしまいました、その後に、議会側に十分な説明がそのときはされていたというような認識をしておりまして、本当にここに来て、こういう状況になったことに対しまして、非常に申し訳なく思ってます。

以後、全協等でしっかりと説明させていただいて、議会や市民の方に対して、説明責任を果たせるようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○久米原委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

私の言っているのは、予算の前にこういうことやりますよと、今まで結構あったけど、森林公園でもあって、予算通ったらしいというわけじゃない。予算の前にこういうふうになりますよ、それから駅前の方でも何回もやってますよ。こういう議員の意見を聞いたりして、あるいはいまだに実証実験になってますけど、そういう意味でやっぱりある程度アクションプランだよって、承認をもらったにしても、こういうことを考えています、こういうふうになりますってことは、これはやっぱり全協開いて、議員の前でこんな感じになりますって、絵まで見せてやってるじゃないですか。

私の言っているのはそういうことで、そういう説明が足りなかつたなっていうことを申しあげていって、市長もこれからそういうことに関して、きっと我々に説明してくれるということを約束してくれますか。

○久米原委員長

萩原市長。

○萩原市長

議会の一般質問でも答弁させていただきましたが、説明不足ということがありましたので、しっかり全協を開かせていただいて、説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○久米原委員長

ほかにありませんか。山宮委員。

○山宮委員

たつのこスタジアムの野球場には私も何度か野球好きなんで見せていただいてます。このスコアボードがつく前のスコアボードのときに試合を見に行って、すごくいい試合をやってたんですけど、途中で全部名前とか電気がぱっと消えてしまって、やっぱりそうなつくると、いい試合の途中のときに全部消えてしまうと、そこで気持ちが落ちてしまって、続きの試合の時に同じ気持ちで進めない、何かそういう雰囲気がちょっとあったんですね。

今回このスコアボードが新しくなるっていうのは、いいことだと思うんですけども、金額がすごく大きいので、う~んと思いながら、よくなつたことでスピードガンとか、ピッチクロックとか、パブリックビューイングとか、言葉で聞いたんでは分からないので、今、鴻巣委員がおっしゃったように、せっかくこういう画面がありますのでね、現場に行けないにしても、前はこうだつたけど、今回こうなつたよ。だからこういうことができると、こういう人を呼べるんだよっていう、わくわくするような説明をしていただけだと、やっぱりそれが費用対効果になっていくのかなと思うんですけども。

私たちが理解してないつことは、市民はもっと理解していなくて、いつの間にあんな高いものをつけたんだって言われると説明ができないんですよね。なので、予算が通つたときには賛成で手あげましたけれども、フォレストアドベンチャーができたときは体験をしたんですよね。私は行けなくて残念だったんですけど、その球場に行ってこうなつたっていうのを見せていただくことで、これからもっとすごい選手を呼べるなっていう何かそういうのがあったほうが、野球大好きな市長にとっても、お客様呼ぶに当たつてもいいんじゃないかなと思うんですけど。

今回のこのやり方っていうか、話は違いますが、駐車場のソーラーもそうですけど、やっぱりいつの間についたのっていうのがちょっとこここのところ続いてるので、その辺の説明っていうのはしっかりしていただきたいなと思うんですけども、たつのこスタジアムに1年間に野球の試合とかイベントで何日ぐらい稼働してくるんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

142日間です。その中で、主要な大会というか、子どもから大人まで大会と言われるのが43日間、稼働率ですと35%です。どうしても平日の利用っていうのが少ないんですが、ただ最近は流通経済大学の練習とか、あと部活の地域移行でドラゴンズの中学校のチームが練習始まつますので、それでちょっと今後上がつていくのかなと思っております。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

せっかくですので、いい球場ですし、いいものがついたので、年間スケジュールじゃないんですけども、こういう試合がこの日にやるんだとか、そういうのをもっともっとアピールしていただいて、宣伝もしっかりしていただいて、有名な選手を呼んで頂いて、子どもたちが野球好きになるような、大谷選手を呼んでくれとは言いませんけれども、ぜひわくわくするような取組をしていただきたいな。宝の持ちぐされにならないように、使わないで壊れちゃつたってことがないようにお願いしたいと思います。

○久米原委員長

ほかにありませんか。後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

今、鴻巣議員と山宮議員がおっしゃっていたような気持ちで同様の意見になってしまうんですけれども、まず、先ほど市長のご答弁と足立部長のお話を伺った中で、私自身もなるほどそういう思いだったのかっていうふうに分かりました。先ほどもご意見がありましたように、やはりRINKのときもそうですし、予算は決まったものだからっていうふうなイメージだったかもしれませんけども、我々議会としても、もっと事前にご説明を伺えば、これからどんな球場になっていくんだろうかというイメージがしやすかったというふうに思いますので、もっと我々議会としても、いろんな意見が活発になっていって、ご助言等もできたかなというところで、そういうった思いは同様です。

あと、私のほうから質問なんですけども、先ほどまず公募が前提で、合計3者で最終的に1者ということだったんですけども、ちょっと私、野球のメーカーについて全く分かりませんので、ちょっとイメージつきにくいんで、簡単に教えていただきたいんですけども、有名どころというか分かりませんけど、そもそもこういった業者っていうのが日本にどれぐらいあるもので、その3者というのはそれほど有名なというか、そういったところを分かりやすく教えていただければと思います。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

まずメーカーと、入札している施工業者というのはちょっと違いまして、前は富士通製のものだったんですけど、そちらはメーカーとしては事業撤退っていう形で、供給がままならなくなってしまった。あと、もともとの大型ビジョンは三菱で有名だったんですけど、こちらも事業撤退していく、三菱のスコアボードを使った球場は、今、いろいろ更新作業というのが出てきたりしているということでして、うちのほうでは、時計メーカーのセイコー製ですが、そのほかパナソニックやシチズンとかが今主流になってきているのかなというふうに考えております。

実際に、見積りを頂いているんですけど、そちらは市内の企業と、今回とった業者さんと、あと1社メーカーという形で、そちらは公募というよりは見積りを出していただいて、実際にプロポーザルになって、応募したのが1者だけだったということでございます。

あと先ほど価格が高いとのお話があって、近年スコアボードを改修しているところで、工事費だけなんですが、土浦JCOMスタジアムが令和5年に2億5,850万円の工事ベースで、これはうちと同じような形で、もともとスコアボードの躯体はそのまま使って、システムというか表面の表示盤と、あとパソコンの操作盤、そういうものを交換しています。

あと、令和5年に大宮の運動公園の改修が3億2,329万で、こちらについては、もともとうちと同じで、バックスクリーンの上にスコアボードあったものを、そちらを全て撤去して、新たにライト側に躯体からつくっていくということで、比較はできないんですけども、そういうた事業があります。

○久米原委員長

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

詳細ありがとうございました。金額的にも大きい金額というのもあったんですけども、金額的には今、通常というところも分かりました。

もう1点ですけども、実際スコアボードがLEDというのも想像ができないんですけども、実際に先ほど稼働率のお話がありましたが、使用するに当たって使用料というのはどんなふうになるんでしょうか。例えばナイターですとか、いろいろ分かれると思うんですけども、あまり野球詳しくなくて申し訳ないんですけど、使用料について詳細を聞かせください。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

現在のスコアボードの使用料は、現行で2時間で1,250円の利用料金でございます。今の稼働状況では、リース料を含めてコスト回収することは厳しいのが現状でございます。市民や全国から訪れるチームが快適に安心して試合や観戦を楽しんでいただくための基盤となる設備でございますので、公共施設としての役割を踏まえ、必要な投資であると、今回考えております。

現在、当施設は近隣と比較しまして、若干高価な使用料設定となっておりまして、高校野球関係者の意見を聞きまして、使用料の水準が大会開催の一つのポイントになる旨お聞きしております。しかしながら、利用者に不公平が生じることがあることから、稼働率の向上に努めまして、使用料全体の引上げに努めるとともに、定期的に利用料の見直しを行ってまいりたいと考えております。要はスコアボードだけじゃなくて、球場全体の利用料と、あとはナイター照明を使っての使用料は付随する設備になっているので、ここだけなかなか上げられないということです。

○久米原委員長

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

イメージできました。今のお話ですと現行だと2時間で1,250円というところだったんですけど、これが高いのか安いのかってのはちょっと正直私も分からんんで、何とも言えないところなんですが、先ほどご説明の中にありましたように、市民サービスも含めて、また利用者に向けてのこの公共施設のサービスという観点から、使用料金は上げてほしくないなっていうのはもちろんあるんですけども、それを前提とした上で稼働率が35%ということだったんで、稼働率はもっと上げていく。

それで、利益を上げていくってわけじゃないですけども、せめて稼働率をもっと上げていくというか、やっぱり龍ヶ崎市のスタジアムでやりたいというふうに、どんどん外から、利用していただけますように先ほどもご意見ありましたけれども、どんどんPRをしていっていただきたいなというふうに思います。

○久米原委員長

ほかにありませんか。石嶋委員。

○石嶋委員

足立部長の説明の中で、スコアボード以外の活用方法で、パブリックビューイングなどというようなお話をあったんですけど、スコアボード以外の活用方法は現在検討しているのか、それともこのスタジアム全体を使って、スコアボードを使って野球以外の活用も考えているのか教えて下さい。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

せっかくの大型ビジョンですので、そういった使用も今検討しているところです。

具体的には5月に総合運動公園の指定管理者のたつのこまちづくりパートナーズで、1日ダンスを無料でみんなでやりましょうという試みをしたんですけども、当日雨になってしまいまして、場所をアリーナのほうに変更したっていう経緯がございました。10月の祝日にまたそのイベントをやる予定でございます。また、検討段階中なんですが、eスポーツを大画面でできないかっていうことで、検討しているところでございます。あとは、パブリックビューイングは当然大型ビジョンでやるんですけど、そこで人を呼べるような、例えばサッカーのワールドカップやオリンピックなど、そういったタイミングが合えば、そういったことも計画していきたいと思っております。

○久米原委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

例えばパブリックビューイングをやるとしたら、音響はだいじょうぶなんですか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

内容によると思うんですけど、例えばパブリックビューイングぐらいでしたら、館内の音量で十分かと思います。ダンスとかについては、スピーカーとか音響設備を設置する必要があるかなと思っています。

○久米原委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

実際スコアボードのみっていう考え方だと、あれかなと思ったんですけど、それ以外の活用方法をいろいろ考えてTOKIWAスタジアムを野球以外の活用方法考えて。後藤委員も言っていましたけど、年間の稼働率も上がるし、費用対効果もあがりますので、野球以外の活用もどんどん積極的に使っていただければいいと思います。

○久米原委員長

ほかにありませんか。後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

皆さん質疑いっぱいされたところで重なるところもあると思うんですけど、私のほうからもちよつとお聞かせ頂きたいと思います。

先ほどやはりちょっと高いんではないかというような意見が委員の皆様からあって、その中で答弁としても近隣の負担減、土浦の状況などもお話頂いて、これぐらいの金額になってしまふんだよというようなお話があったんですけども、もともと15年前、平成21年でしょうか、当初、スコアボード設置した際は建屋構造物も含めて1億9,000万円でした。

そういう中で、ここ近年の物価高騰であるとか、人件費の高騰もろもろも考えましても、やはり少し高いのかな、なんでかなって思うと、全面LEDビジョンで、かなりスペックがいいものではないかなという思いもありますし、これ仮に既存の富士通がなくなってしまったっていうことですけど、もう少しシンプルなものであればもう少し予算が抑えられたんではないかなと思うんですけども、そういう形で予算を抑えるような形での検討っていうのは、この設置の際にお考えにならなかったのか、その辺り教えてください。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

見積りでは、今までのブロック表示方式と、今回の全画面の表示方式は、2通りとておりまして、見積りを取った会社によって違うんですけど、5%から15%の差になっております。私のほうとしては今回、公募型プロポーザルという形で全画面でも、ブロック表示でも、どちらでも対応できるような提案を頂けるような仕様書にさせていただきまして、そこで価格差とかで評価できるような形にしております。ですので、ブロック表示方式をはじめから除外した形にはなっておりません。ただ今回提案頂いた事業については、全画面表示での提案であったということでございます。

○久米原委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

分かりました。ということであれば、3者見積りをとったというところだったんですけども、可能であれば1番安い見積りっていうのはどのような仕様でおいくらぐらいだったのか、お答えできれば教えていただきたいんですけども、それはちょっと無理ということであれば、今回の東光高岳さんが3者見積りの中で1番安い金額を提示されていた事業者さんだったのか否かというところだけでも教えてください。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

1番安い事業者は東光高岳でございまして、そちらのほうの見積りをもとに、債務負担行為の

上限額を設定しております。

○久米原委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

プロポーザルの結果として1社になったということは、その1番安い見積りの東光高岳さんからいただいた見積りから資料をつくったということで、他の事業者さんはちょっと入ってくることが難しかったのかなという理解をしましたが、このプロポーザルの参加者が結果として1社になってしまったということはどのように分析されていますでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

金額は1番安いところを上限額とさせていただきますので、そういう価格の部分で手を挙げることができなかったというところを想定としてはございます。あとはいろいろ調整関係か、そういうもので、メーカーとリース会社と今回の東光高岳にも協力会社というのがございまして、リースとファイナンスの会社からお金を融通して、あとは、メーカーと、地元の建設事業者が施工業者になっておりまして、そういうものの調整ですか、そういうものにちょっとうまくいかなかった可能性があると考えております。

○久米原委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

あと、別の観点から、今回リースで契約したことによって追認という議案になってしまったんですけども、15年前は設置工事という工事請負契約のことで議案提出をしていただいたんですけども、リース契約にした利点ということは工期の短縮であるとか、初期費用の分散であるとか、そういうようなご説明を部長のほうから頂いたんですけども、これ実際に工期の短縮ってどちらに、通常の工事請負契約じゃなくて、このリースにしたことによって、工期の短縮ってどちらに図られたんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

リースではなくて工事で行う場合は、まず実施設計というものをつくるという形になりますので、実施設計の予算をとらせていただいて、その実施設計で出た予算を工事費という形で算出して、それで議会のほうに予算を上げるような形になります。そうすると単純に補正予算とかもあるんですけども、工期とか見ると1年、2年かかってしまうというのが通常のかなと。

今回提案という形で設計から施工を一括管理という形でやってますので、それによって1年くら

い工期の短縮があったと考えています。また、リースには、資金のほうが初期投資が抑えられて平準化できるという点がございましたので、今回リースという形でやらせていただきました。

○久米原委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

1年ぐらい短くなったということなんですけども、それでいいと給食センターはDBO方式、デザインビルドオペレーションで行ったわけですよね。通常の工事請負契約でもDBO方式というような形であればその辺のデメリットは解消できたのかなと思うんですけれども、やっぱりそういった点から、なぜリースだったのかなっていうのはやっぱりちょっと疑問が残るのと、もう1点費用平準化も基本的には起債して対応していけば、基本的には平準化ということにはなっているのかなという思いもありまして、あともう1点ちょっとお聞きしたいのは、これ補助金などは活用されているんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

補助金のほうも検討したんですけども、ちょっと良い補助金がなかなか見つからなくて、もし入れるとしたら、toto助成の1,600万くらいしかなかったもんですから。

あと、起債についても、通常はいろんな施設の改修っていうところで、建設工事とかそういうものに充当するというのが一般的なんですが、今回は設備的な部分があったので、起債に対応できるかどうかはちょっと難しいかなっていうところで、今回リースを選択させていただきました。

デザインビルドっていう方式っていうのも、確かにそういった方法、手法も考えられるかなと思いますが、今回リースという形でやらせていただきました。

○久米原委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

補助金も検討していただいて、該当しなかったということなんんですけど、私もホームページで交付実績を調べましたけど、令和7年で既に12件、野球場のスコアボード1,600万の助成が出ているんですけども、この具体的にこのtotoの1,600万の助成が受けられなかったというのはどういった要因だったのでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

受けられなかつたじゃなくて、それしかなかつたっていう意味だったんです。すいません。

当然、建設工事でやる場合は多分それしかないというところで検討したんですけども、その建

設ですとやっぱり、実施設計からっていう形で期間が、早期に不具合が生じていたので、試合の進行にスコアボードに表示が映らないっていうところがございまして、そちらを早期に改修したいというところで、リースということで選択させていただきました。

○久米原委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

ということはやっぱりリースにしたから助成が受けられなかつたっていうことですよね。建設工事でやっていれば1,600万の補助金は受けられたということですね。であれば、やはり私はなおのことなぜリースにしたのかなと。確かにおっしゃるように、もう既に不具合が出て、先ほど山宮委員からもお話ありましたけれども、早期に改修したいという思いは分かるんですけれども、その一方で年間大会が43日、稼働率35%という中で練習も含めてですが、そのスコアボードをしっかり利用するっていうのはなかなか少ない中で、1,600万を捨ててまでリースで1年、仮にですね普通にすれば1年じゃないかもしれないけど、デザインビルトであればもっと早く工期を短縮できたかもしれませんっていうことはやはり、このリースにした理由っていうのは、ちょっと疑問が残ってしまうなっていうようなご答弁でしたが、もうこれ以上は言いませんが、最後ちょっとお話をさせていただきたいのは、債務負担行為として限度額設定議決はさせていただいております。そういう中で、負担行為という中だけでは、やはりこの契約等々に関してやはり執行部のほうに全て権限があって、なかなか議会の関与が難しくなってしまう。

仮に請負契約を議案としてこのように上程していただければ、今回追認の議案ですけれども、議会でやはりこれだけの議論ができるわけですよね。例えば、公募プロポーザルでよかったです。競争性を発揮されたのか、落札率はいくらだったとか、グレードをもう少し落として予算を修正して安くできるんじゃないかと、補助金を使えたんではないか、こういった形ですね、かなり議会として関与することができたわけですね。

このようなしっかりと審議の上で、これ10年の長期契約という中で2億2,000万もの支出をするわけですから、やはりそういった上では議決機関としての議会の審議というのをもう少し、執行部の皆さんには重くとらえていただきたい。もう既に、何度も反省を述べていただいていますので、これ以上私がまた追いうちをかけるような言い方になってしまって大変申し訳ないんですけども、ただやっぱりですね、令和6年、大分県由布市では同じように、学校のパソコンのリース契約であるとか、あとは社会教育施設のLED照明の件なんかが、この同じような話ですね、リース後の無償譲渡で追認になった、そういうた議案を3つ上程をされて、そういうた追認となってしまったということに関して、市長以下3役が報酬を減額するというような議案を上程されています。

ちょっと大げさかもですが、3役の減額をしろと言ってるわけじゃなくて、自治体や首長によってはそれぐらい重く考えているような案件で追認というのはあるのかなと、私は由布市の事例を見て思つたんですけども、そういうた点も踏まえて、議会でしっかりと議決を受けて審議をして、執行部の皆様からは議会の議決を、審議を経た上でやるのは大変な労力がかかると思うんですけども、やはり議会と執行部の根幹のところだと考えておりますので、重ね重ね申し訳ないんですけども、その点はしっかりと今後の議案の上程、契約事務執行に関しては、役立てるしっかりと反省を踏まえて取り組んで頂ければと思います。

○久米原委員長

足立部長。

○足立健康スポーツ部長

大変ご意見ありがとうございました。今後、自分の仕事に肝に銘じてやっていきたいと。

やはり、先ほどリースなのか、工事の方というのもあります、私どものほうは1日でも早く直したいっていうのが先立ってしままして、それにはどのようにしたら早くできるのかというところで財政当局のほうとお話しする中で、DB方式もあると思います。DB方式でやるという場合もですね、やはり時間的なものも、確かにかかるんですけど、やはり短縮はできるのかなというふうに思っております。それとですね、やはり既存の施設ですとか、設備の不具合の修繕意識っていうのは、本当に私どもが先行してしまって、金額の大きさ等もやっぱり考慮すれば、本当に議会の皆さんにしっかりと示させていただいた上で、実行すればよかったなというふうに反省をしております。大変申し訳ございませんでした。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

1件訂正させていただきたいと思います。toto助成なんんですけど、スコアボード自体は対象になるんですけど、令和5年度に防球ネットの工事をしてまして、そちらでtoto助成を使っていたので、同内施設3年間は新たなtoto助成できないということで、toto助成はスコアボードに関して今回については対象にならないということでした。すいません。訂正します。

○久米原委員長

足立部長。

○足立健康スポーツ部長

さきほど言い忘れてしまったので。DB方式ですと、投資がやはり一定程度出てくるということで、通常ですと4分の3ぐらいは起債という、場合によっては9割とか起こせるんですけども、やはり4分の1、今回ですと2億ぐらいですから5,000万円の初期投資が出てくる。残りの1億5,000万ぐらいは起債で償還すると。

起債の部分っていうのはやはり、償還利率もありますので、そういうものを含めると、リースの10年間とDB方式で仮にやった場合の10年間っていうのは、金額的にはそんなには変わらないということで、財政当局とも協議した中で、リースしようということで進んだというふうに私は認識します。

○久米原委員長

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

では私からも、ぜひこれからも今の皆さんのご意見聞いてても、しっかりと説明を最初にしeidaitaitieばきっと、オープニングセレモニーとともにみんな行って、わあってなったのかなっていうのを改めて感じたんですね。

予算の概要とかでも大体新規とか継続とかっていう目玉のものは載せたりもするので、これはちょっと載せられなかつたのかもしれないんですけど、そういう形で私たちが目につきやすいようにしていただけだと、皆様からいろんなご意見を頂いて、またいろんないいものが出てくるのかなと思いますので、重ねてなりますが、よろしくお願ひいたします。

では別にないようなので、採決いたします。議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第24号、令和7度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)の所管事項について執行部から説明願います。荒槻福祉部長。

○荒槻福祉部長

議案第24号、令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)でございます。

議案書別冊の1ページをお開きください。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,999万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325億1,306万2,000円とするものでございます。

それでは所管ごとに説明をさせていただきます。はじめに福祉部の所管事項でございます。10ページをお開きください。歳入についてです。

上から4番目の箱1番目、障がい者自立支援給付費及び次の障がい児施設給付費です。いずれの給付費も令和6年度事業実績に基づく追加交付でございます。国庫負担率は2分の1となっております。

次に生活保護費です。こちらにつきましても、令和6年度介護扶助費分の事業実績に基づく追加交付分でございます。国庫負担率は4分の3でございます。

一つ飛びまして、子ども・子育て支援事業費産後ケア事業分です。こちらは産後ケア利用者の増加により、増額補正するものです。国庫負担率は2分の1です。

続きまして、11ページをお願いします。上から3段目の箱の子ども子育て支援事業費産後ケア事業分です。こちらにつきましても、国庫補助金と同様、利用者増により増額補正するものです。補助率は県の4分の1となります。

19ページをお願いします。歳出についてです。上から4番目の社会福祉協議会助成費です。こちらは人事異動に伴います市からの派遣職員の負担金再算定による、補助対象の入会費の増額となります。

一つ飛びまして、障がい者自立支援給付事業及び次の障がい者地域生活支援事業補助分です。こちらは、いずれも令和6年度の事業実績の確定に伴い、過大となった国庫補助金の返還となります。

20ページをお開きください。下から2番目の児童発達支援事業特別会計繰出金です。こちらは特別会計への歳入歳出予算の差引き超過額を減額するものです。

21ページに移りまして、1番目のリフレッシュ保育運営費です。こちらはさんさん館及び駅前こどもステーションにおきまして、利用者の利便性向上を目的としまして、新たなキャッシュレス決済導入に伴う経費の増額補正でございます。

次からの事業につきましては、令和6年度の事業費に係る事業確定に伴い、過大となりました国庫補助金の返還です。特別児童扶養手当事務費、次の子どものための教育・保育給付費、次

の子育てのための施設等利用給付費、次の子ども・子育て支援事業費補助分、次の保育対策総合支援事業の5事業となります。

22ページをお開きください。上から2番目の生活保護適正実施推進事業です。こちらの自立支援相談員と就労支援員の人事費及び生活困窮者住居確保給付金について、令和6年度事業実績確定に伴い、過大となった国庫補助金の返還です。

次に、生活保護扶助費です。こちらにつきましても、被保護者に対して支給する生活扶助費及び医療扶助費について、令和6年度事業実績確定に伴い、過大となった国庫補助金の返還となります。

1番下の乳幼児集団健康診査等事業です。こちらは令和8年度からの5歳児健康診査実施に向けたプレ健康診査3回分の医師報酬を計上するものです。

23ページに移りまして、1番目の産後ケア事業です。こちらは本年度の利用見込みにより、増額補正をするものです。

福祉部の説明につきましては以上でございます。

○久米原委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部の所管事項について、説明をいたします。

10ページをお開きください。歳入です。下から3番目、国庫負担金の養育医療給付事業費です。これは養育医療給付に係る扶助費に対する国庫負担金で、令和6年度の実績確定による追加交付金交付分の計上です。

同じページです。1番下、国庫補助金の感染症予防事業費(感染症対策費分)です。これは令和7年6月のマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトの改正に伴う、健康管理システムの改修に対する国庫補助金で交付額が決定したことによる計上です。補助率は3分の2です。

11ページです。中段、上から5番目、医療費助成事業費(医療費分)、これは茨城県事業のマルフク助成に係る扶助費、その下の(事務費分)は、それらに係る審査支払い手数料に対する県補助金で、令和6年度の実績確定による追加交付分の計上です。

同じページです。1番下、雑入の4番目、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金です。これは令和6年度に行なった、新型コロナワクチンの接種実施回数等に応じて交付される助成金で、令和6年度の実績確定による追加交付分の計上です。

続いて、19ページお願ひいたします。歳出です。上から3番目、国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険事務に従事する職員人件費分の繰出分です。

同じページです。下から2番目、介護保険事業特別会計繰出金も同様に、介護保険事務に従事する職員人件費の繰出金です。

1番下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金も同様に、後期高齢者医療事務に従事する職員人件費分の繰出金です。

20ページです。上から3番目、国民年金事務費は、全国都市国民年金協議会総会において、本年度は負担金を徴収しないことが決定されたことにより、全額を減額補正するものです。

22ページです。下から3番目、がん検診節目検診事業です。これは、がん検診の受診率向上を目的とした令和6年度、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業国庫補助金の精算に伴う返還金です。

23ページです。上から2番目、成人定期予防接種事業です。これは成人の緊急風疹抗体検査に係る令和6年度感染症予防事業費等国庫負担金並びに新型コロナ接種対策費国庫負担金及び新型コロナ接種体制確保事業国庫補助金の精算に伴う返還金です。新型コロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行したことにより、主に接種体制の変更や接種希望者が当初の想定人数を下回ったことなどによるものです。

32ページです。上から3番目、スポーツ推進委員活動費です。これは11月13日に長野県長野市で開催される第66回全国スポーツ推進委員研究協議会長野大会において、本市スポーツ推進協議会が優良団体として、スポーツ推進委員1名が感謝状受賞者に決定されたことから、同大会の表彰式に出席するための旅費です。

その下、総合運動公園等管理運営費、たつのこアリーナ管理費です。これはニューライフアリーナのプール改修工事において、内容精査の上、再度見積りを徴取したところ、人件費及び物価の上昇から予算に不足が生じたため増額補正をするものでございます。

健康スポーツ部所管事項については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

1個だけですけども、21ページのリフレッシュ保育部門のところ説明で先ほどの、新しくキャッシュレス決済の導入ということだったんですけども、新しいキャッシュレス決済はどういうものなのか、いろいろ使えるとか、その辺の詳細を教えてください。

○久米原委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

まず、キャッシュレス決済は、さんさん館と駅前こどもステーションのリフレッシュ保育でご利用頂いたときの利用料をキャッシュレス決済でお預かりするものでございます。現在、駅前こどもステーションにおきましては、エンペイというキャッシュレス決済の方法をとっております。これは送迎ステーションの利用料、これを昨年まではエンペイでお預かりしていました。それを引き続いて、今年度についてもエンペイを利用している状況でございます。

それを踏まえまして、キャッシュレス決済に新たに導入しようとしたものが、まずさんさん館の利用者と運営事業者から、キャッシュレス決済を導入できないかとの声がございましたので、どういうものがあるか研究させていただきました。その中でも早めに導入しようということで、今回補正予算に上げさせていただいたんですが、駅前こどもステーションでは、既にエンペイを使っているんですけども、このキャッシュレス決済は月をまとめてお支払い頂くような、例えば幼稚園保育所の利用料を1か月まとめて払うとか、そういうものに向いているものになります。

今回導入予定しようと考えているのが、QRコードを読み取って、その場で金額を入れて決済するシステム。具体的に申し上げますと、予定するのがテイクミーペイというものになります。こちらは株式会社テイクミーが運営するシステムになります。先ほど言ったようにQRコードを読み込んで金額を入れることによって決済できる方法になっております。よくあるペイペイもそうですけど

も、QRコードで決済できるような方法があるかと思うんですが、これはそれぞれ単独で契約をして、それぞれの会社に支払いをお願いするような形になるんですが、このティクミーペイにつきましては、それぞれ同じ統一したQRコードを読み込んで決済できますので、別々にQRコード用意したりとか、そういうものをしなくてもいいようなシステムになっております。こちらのほうを導入する予定で精査検討させていただきます。

○久米原委員長

後藤光秀議員。

○後藤光秀委員

詳細ありがとうございます。先ほど説明の中でエンペイって、ペイペイの間違いなのかなど思ったのですが、ありがとうございます。ちなみにこれは5万9,000円なんですが、月々の使用料っていうのは、かかるてくるのでしょうか。

○久米原委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

月々の定額の利用料はかかりません。ただ利用していただいた金額に対して、税込みで3.3%の手数料がかかるべきです。

○久米原委員長

ほかにありませんか。山宮委員。

○山宮委員

すいません1点だけ。30ページの上から三つ目の丸のスポーツ推進委員活動費、長野の大会に感謝状っていう話がありますが、詳しく教えてください。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

当市のスポーツ推進委員協議会の協議会自体が県のほうから推薦をされまして、全国で優良団体で表彰されるということでございます。1人プラスアルファ、推進委員の1名の方が、スポーツ推進委員、月刊誌というか、そういうものをずっと購読しているということで感謝状を頂けるということになりましたので、そちらのほうに執行するという旅費を今回補正で上げさせていただきました。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

スポーツの本を購入されてるというのが推薦理由なんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

優良団体のほうは、まいりゅうコロコロとか新たなスポーツを普及させているということで、県のほうから表彰されたということです。個人のほうは30年推進委員をやられてるっていうことで、そういった形での感謝状という形です。

○久米原委員長

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第24号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第25号、令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

それでは、別冊1、39ページ御覧ください。

議案第25号、令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,373万7,000円とするものです。

また、第2条に歳出予算の流用として、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、速やかな保険給付ができるよう、流用規定を追加をしております。

44ページお願ひいたします。歳入です。1番上、国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、先ほど一般会計の歳出でご説明をいたしました、国民健康保険事業特別会計繰出金を受けるものです。

その下、国民健康保険支払準備基金繰入金は、市が行う特定健康診査等の保健事業に従事する職員人件費分の計上です。

その下、国民健康保険事業繰越金は、この後歳出で説明いたします保険給付費等交付金償還金の財源としての計上です。

次に、46ページお願ひいたします。歳出です。中段、国民健康保険事業費納付金は、茨城県への納付金になりますが、上から3番目、一般被保険者医療給付費、その下の一般被保険者後期高齢者支援金等、47ページ1番上、介護納付金について、いずれも国民健康保険事業費納付金の本算定処理により増減が生じたための、補正するためあります。

47ページ、1番下、保険給付費等交付金償還金は、令和6年度特定健康診査及びヘルスアップ

事業に対して、県から交付された交付金の実績確定による県への返還金です。313万3,000円の内訳は、交付金の返還金として、194万2,000円、保険者努力支援交付金の返還分として89万6,000円、特別調整交付金の返還分として29万5,000円となります。

国民健康保険事業特別会計は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第25号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第26号、令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について執行部から説明願います。荒檜福祉部長。

○荒檜福祉部長

議案第26号、令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書別冊は51ページをお開きください。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,414万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,314万6,000円とするものでございます。

また、第2条に歳出予算の流用の第2項に、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費の各に計上した予算額に不足額が生じた場合、速やかな給付ができるよう、流用規定を追加しております。

はじめに福祉部の所管事項についてご説明いたします。

56ページをお開きください。歳入についてです。上から1番目、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分、次の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分、及び過年度分は人件費の増減による、職員給与費等の増に伴い、国庫補助金を増額するものです。

一つ飛びまして、地域支援事業支援交付金現年度分、次の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分、次の地域支援介護予防・日常生活総合事業以外交付金現年度分及び過年度分です。こちらにつきましても、人件費の増減による職員給与費等の増に伴い、支払基金及び県からの補助分を増額するものでございます。

福祉部の所管事項の説明は以上でございます。

○久米原委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明いたします。

56ページをお願いいたします。歳入です。中段、上から4番目、介護給付費、過年度分です。社会保険診療報酬支払い基金から令和6年度の介護給付費の不足分として受け入れるものです。

57ページ1番上、介護保険事業職員給与費等繰入金です。先ほど一般会計の歳出で説明いたしました介護保険事業特別会計繰出金を受けるものです。

2番目、介護保険支払準備基金繰入金です。福祉総務課及び健康増進課所管事業である地域支援事業に従事する職員人件費分の計上です。

1番下、介護保険事業繰越金は、国、県及び社会保険診療報酬支払基金の令和6年度分の支出金返還に充てる分を計上しております。

次に59ページ、歳出です。1番下、国庫支出金等返還金です。令和6年度の国県及び社会保険診療報酬支払い基金の負担金交付金について、超過交付額の返還分です。内容としましては、介護給付費負担金、地域支援事業交付金に対する国県支払基金交付金に係る返還分です。財源の内訳としましては、歳入の支払基金交付金と繰越金及び、福祉総務課が所管する地域支援事業の過年度分の歳入の合算額と同額になります。

介護保険事業特別会計は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。よろしいですか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第26号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第27号、令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部から説明願います。荒槻福祉部長。

○荒槻福祉部長

議案書別冊1の63ページをお開きください。

議案第27号、令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)でございます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ385万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,544万7,000円とするものです。

68ページをお開きください。歳入についてです。総務管理費等繰入金及び児童発達支援サービス事業費の繰入金です。こちらは、つぼみ園職員の人事費の増減、児童通所支援事業における委託料の増額などに伴い、過不足額を調整するものです。

次の69ページに移りまして、歳出についてです。1番下の児童通所支援事業です。役務費につきましては、キャッシュレス決済エンペイの請求発行手数料に不足が生じたことから、増額補正するものです。委託料につきましては、牛尾病院からの理学療法士の派遣及び精神保健福祉士による発達相談支援を行うため、必要経費を計上するものでございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第28号、令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

それでは、別冊1、73ページを御覧ください。

議案第28号、令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億743万8,000円とするものです。

78ページ、歳入です。1番上、後期高齢者医療事業職員給与費等繰入金は、先ほど一般会計の歳出で御説明いたしました、後期高齢者医療事業特別会計繰出金を受けるものです。

その下、後期高齢者医療保険料還付金は、歳出の後期高齢者医療保険料還付金相当額が、茨城県後期高齢者医療広域連合から本市に交付されたことによる計上です。

その下、子ども・子育て支援事業費(子ども・子育て支援金制度施行準備事業分)が、令和8年度から実施が予定されている子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修に係る国庫負担金です。歳出の住民情報基幹系システム運用費、後期高齢者医療の委託料に対する国庫負担金です。補助率は10分の10です。

次に79ページ、歳出です。上から3番目、住民情報基幹系システム運用費(後期高齢者医療)は、先ほど歳入の国庫補助金で御説明した子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修に係る委託料です。

1番下、後期高齢者医療保険料還付金は、被保険者の死亡による年度途中の資格喪失等が増加したことにより、歳出還付金に不足が生じたため増額補正するものです。

後期高齢者医療事業特別会計の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

〔発言するものなし〕

○久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第28号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これをもちまして、健康福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。